

### 国民健康保険から 65歳以上の皆さんへ

■問合せ  
住民課国保医療  
グループ  
☎74-3002

65歳以上の人が療養病床に入院したときは食費と居住費（光熱水費相当額）として定められた標準負担額を負担

表1 1日当たりの居住費

医療療養病床に入院している人	平成29年9月まで	平成29年10月から平成30年3月まで	平成30年4月から
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の人)	320円/日	370円/日	370円/日
医療区分ⅡⅢ (入院医療の必要性の高い人)	0円/日	200円/日	370円/日
難病患者	0円/日	0円/日	0円/日

※ 医療区分とは、入院されている患者さんをその病状により3段階に区分するもので、Ⅱ・Ⅲについては入院医療の必要性の高い人となります。

しますが、このうち居住費について平成29年10月と平成30年4月の2回に分けて変更となります。

### 後期高齢者医療制度から 75歳以上の皆さんへ

■問合せ  
住民課国保医療  
グループ  
☎74-3002

75歳以上の人が療養病床に入院したときは食費と居住費（光熱水費相当額）として定められた標準負担額を負担しますが、このうち居住費について平成29年10月と平成30年4月の2回に分けて変更となります。

変更となる額については、上の表1のとおりとなります。ただし、難病患者に加え高齢福祉年金受給者についても、引き続き負担を求めず、1日0円のままで。 ※今回の居住費の見直しは、医療療養病床に入院する人が対象であり、一般病床・精神病床などに入院されている人は対象外です。

### 後期高齢者医療制度から 交通事故等、第三者の 行為によりけがや病 気になったときは？

■問合せ  
住民課国保医療  
グループ  
☎74-3002

交通事故（自動車事故や自転車事故など）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気がなったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができません。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

◆**第三者の行為とは？**  
・ 交通事故  
・ 他人の飼犬にかまれた  
・ 購入食品や飲食店などでの食中毒  
・ 暴力行為 など

#### ◆医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保

険証を使用して医療を受けることをしっかりと伝えましょう。

#### ◆警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

#### ◆役場の窓口へ申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出することが義務付けられていますので、役場の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

#### ■申請に必要なもの

- ・ 第三者行為による被害届（役場の窓口にあります。）
- ・ 被保険者証
- ・ 被保険者の印鑑
- ・ 事故証明書（後日でも可）など



### 無料法律相談会 開催

■問合せ  
住民課住民・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。必ず2日前の17時まで事前予約してください。定員（3人）になり次第締め切ります。

#### △蛇田地区V

■日時 11月16日（木）13時30分～15時

■場所 蛇田ふれ合いセンター

■担当 奈良泰哉弁護士（奈良法律事務所）

#### △洞爺湖温泉地区V

■日時 12月7日（木）13時30分～15時

■場所 観光情報センター  
■担当 高村真人弁護士（むろらん法律事務所）

## 行政に関わるくらしの無料相談会開催

■問合せ  
住民課・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前の予約は不要です。

■日時 12月16日(土) 9時30分～12時

■場所 あぶた母と子の館 研修室

■申込み 北海道行政書士会 室蘭支部 (☎76・3538 担当後藤) / 住民課住民・戸籍年金グループ (☎74・3002)

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

■問合せ  
室蘭年金事務所  
(お客様相談室)  
☎0143-50-1004  
住民課・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や

厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、自身の保険料だけではなく、家族(配偶者や子どもなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

平成29年中に納付した保険料について社会保険料控除を受けするためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人からは、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、申告書の提出

出のときには必ずこの証明書か領収証書を添付してください。平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬に送付されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

## オレオレ詐欺の予兆を！警察を語るオレオレ詐欺の予兆電話などに注意を！

■問合せ  
産業振興課水産・商工グループ  
☎74-3005

9月下旬から札幌市で警察官を装うオレオレ詐欺の予兆電話が連続発生しています。

中央警察署や警視庁などの警察官を名乗って「逮捕した犯人が持っている名簿に名前が載っていた」「これから家に行きます」などと電話し、その後警察官のフリをした犯人が自宅に来て「捜査のため

現金やキャッシュカードを預からせてください」と言って、現金やキャッシュカードをだましとるのが手口です。

北海道警察では、警察官が自宅を訪ねて通帳を要求したり、カードの暗証番号を聞き出すことはありませんので、自宅を訪れてくる警察官と名乗る者が通帳やカードの暗証番号を要求してきても絶対に渡したり、暗証番号を教えたりしないください。警察官をかたる不審な電話があった場合は、電話を切って警察署にかけ直してください。

町では、契約金額が1千万円以上の公共工事の契約状況について、次のとおり公表します。

## 公共工事契約状況



工事名	請負業者	契約金額	工期	工事場所	工事概要
青葉地区配水管布設替工事	(株)重建能登組	1004万4千円	11月10日まで	青葉町	配水管布設工 (HPPEφ150):L=98.32m (HPPEφ100):L=104.98m (HPPEφ75):L=4.51m (HPPEφ50):L=20.57m
柳川通り団地1号棟改修工事	高清水建設(株)	1533万6千円	11月30日まで	洞爺湖温泉	屋根カラーガルバリウム鋼板葺き替え372㎡、シーリング打替え226㎡、クラック補修工事
高砂川管路切替工事	(株)重建能登組	1188万円	平成30年2月28日まで	高砂町	集水樹 (I型A中間樹) N=5箇所、集水樹 (1600型下部柙) N=3箇所、鉄筋コンクリート管 L=39m
史跡入江・高砂貝塚公園整備工事	北島建設(株)	3348万円	12月20日まで	高砂町	木チップブロック塗装 A=548㎡、木道1 N=1基、木道3 L=80m、ベンチ(現地雑木使用) N=7基
汚水1号幹線管路布設替工事その1	北島建設(株)	1242万円	平成30年1月31日まで	入江	塩ビ管布設 L=62.5mマンホール設置×4箇所、路盤工事 A=74㎡、舗装工事 A=242㎡、舗装撤去 A=242㎡、区画線設置 L=61.61m